

白山市白山ろく地域定住奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、河内地域、吉野谷地域、鳥越地域、尾口地域及び白峰地域（以下「白山ろく地域」という。）の過疎化を防止し、若者・子育て世代の定住の促進を図ることにより、活力あふれる地域づくりを推進するため、白山ろく地域において住宅を新築（建替えを含む。以下同じ。）し、又は購入する者に対し、予算の範囲内で奨励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「借入金等」とは、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する借入金又は債務（土地又は土地を使用するための権利の取得に係るものを除く。）で、償還期間が10年以上のものをいう。

(対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、白山ろく地域において住宅を新築し、又は購入する者でこれらに係る借入金等を有する者とする。

(対象となる住宅)

第4条 奨励金の交付の対象となる住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち自己の居住の用に供する戸建て住宅（居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合する併用住宅を含む。）で、建築後居住の用に供されたことのないもの
- (2) 専ら居住の用に供する部分の面積が75平方メートル（住宅が平屋建てであるときは、55平方メートル）以上280平方メートル以下であるもの

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、住宅の新築又は購入に係る借入金等の額（この額が当該住宅に係る工事請負額又は購入額（土地等の取得に係るものを除く。）を

超える場合は、当該工事請負額又は購入額に相当する額)の10パーセントに相当する額以内の額(1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、100万円を限度とする。

(併用の禁止)

第6条 この告示による奨励金は、次に掲げる要綱による制度との併用はできないものとする。

- (1) 白山市若者・子育て世帯定住奨励金交付要綱(令和5年白山市告示第96号)
- (2) 白山市三世代ファミリー同居奨励金交付要綱(令和5年白山市告示第98号)

(準用)

第7条 白山市若者・子育て世帯定住奨励金交付要綱第7条から第12条までの規定は、この告示による奨励金について準用する。この場合において、同要綱に定められた様式は、必要な修正を加えて使用するものとする。

(その他)

第8条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第7条において準用する白山市若者・子育て世帯定住奨励金交付要綱第8条第1項の規定により計画を認定され、当該認定に係る住宅の建築工事に着手したもの又は同日までに奨励金の交付の対象となる住宅を購入する契約を締結したものについては、なおその効力を有する。